

岬町公告第8号

岬町フリースクール等利用支援補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和7年7月10日

岬町長 田 代 堯

令和7年岬町要綱第45号

岬町フリースクール等利用支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号。以下「法」という。）の趣旨に則り、不登校児童生徒の学びの場を確保することを目的として、不登校児童生徒がフリースクール等を利用するために要する経費に対して交付する岬町フリースクール等利用支援補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童および学齢生徒のうち、岬町立小学校又は中学校に在籍し、かつ、岬町に住所を有する者をいう。
- (2) 不登校児童生徒 法第2条第3号に規定する不登校児童生徒をいう。
- (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他児童生徒と現に生計を一にし、又はその監護を行う者をいう。
- (4) フリースクール等 第16条の規定により町長が認定した不登校児童生徒を支援する施設（以下「認定施設」という。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、児童生徒の保護者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の申請の日前1年の期間内に概ね30日以上、在籍する学校（以下「在籍学校」という。）に登校していない児童生徒の保護者であること。
- (2) 認定施設に、原則週1回以上通所する児童生徒の保護者であること。
- (3) 認定施設の利用について、在籍学校の校長の確認があること。
- (4) 認定施設の児童生徒の様子等に関する情報について、認定施設が在籍学校に情報提供することを承諾すること。
- (5) 次条に規定する補助対象経費について本町以外の者から補助を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、児童生徒が認定施設を利用するにあたり、保護者が負担する利用料とする。ただし、児童生徒が認定施設を利用しなかった月に支払った認定施設の利用料は、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象児童生徒1人につき、月額1万円を上限とする。

(補助対象者の認定申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は（以下「申請者」という。）は、岬町フリースクール等利用支援補助対象者認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 契約書その他の当該申請に係る認定施設の利用に係る契約の内容がわかる書類
- (2) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、次の各号に掲げる場合に依じ、当該各号に定める日までに行ななければならない。

- (1) 4月1日時点でフリースクール等に入所している場合 同月30日
- (2) フリースクール等に新たに入所した場合 入所の日から30日が経過する日（2月28日以降に入所し、利用料が発生する場合は3月31日
- (3) 前2号に掲げる場合以外の場合 町長が定める日

(補助対象者の認定)

第7条 町長は、前条第1項に規定する申請があったときは、当該申請の内容を審査し、認定するものとする。この場合において、町長は、児童生徒の在籍学校の学校長の意見を聴取することができる。

2 町長は、前項の規定により補助対象者として認定したときは、速やかに岬町フリースクール等利用支援補助対象者認定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により認定した申請者（以下「補助認定者」という。）が、偽りその他不正な手段により補助対象者として認定を受けたと認めるとき又は補助対象者の要件を満たさなくなつたと認めるときは、補助認定者の決定を取り消すことができる。この場合は、岬町フリースクール等利用支援補助認定者取消通知書（様式第3号）により、当該補助認定者に通知するものとする。

(在籍学校及びフリースクール等への情報提供)

第8条 町長は、前条第1項の規定により補助対象者として認定したときは、当該認定に係る不登校児童生徒の在籍学校及び入所しているフリースクール等に対し、第6条第1項に規定する申請の内容について情報提供を行うものとする。

(申請内容の変更)

第9条 補助認定者は、第6条第1項の規定により申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに、岬町フリースクール等利用支援補助対象者認定変更届（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

第10条 補助認定者は、次の各号に掲げる期間に係る補助金の交付を受けようとする

きは、当該各号に定める期間内に、岬町フリースクール等利用支援補助金交付申請兼実績報告書兼請求書（様式第5号）に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 4月1日から6月30日までの期間 7月1日から同月末日
- (2) 7月1日から9月30日までの期間 10月1日から同月末日
- (3) 10月1日から12月31日までの期間 翌年1月1日から同月末日
- (4) 1月1日から3月31日までの期間 同日

2 前項に規定にかかわらず、同項第1号から第3号までに定める期間に同項に定める交付申請ができないことについて、やむを得ない理由があると町長が認めるときは、同項第4号に定める期間までに交付申請することができる。

（補助金の額の決定）

第11条 町長は、前条第1項に規定する交付申請があったときは、当該交付申請の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定及び補助金額を確定し、岬町フリースクール等利用支援補助金交付決定・確定通知書（様式第6号）により当該交付申請をした補助認定者に通知するものとする。

（交付決定の取り消し等）

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金がある場合はその返還を命じることができる。

- (1) 虚偽の方法によって補助金の交付を受けたとき
- (2) その他町長が補助金を交付することが不適当であると認めるとき。

（認定施設の基準）

第13条 認定施設は、次に各号に掲げる要件のすべてを満たすフリースクール等とする。

- (1) 民間が経営していること。
- (2) 通所により利用できる施設であること。
- (3) 1年以上の活動実績があること。
- (4) 不登校児童生徒の社会的自立を目指して、生活習慣の改善指導、学習活動、体験活動等を、原則として在籍学校の授業時間内に提供できること。
- (5) 利用している不登校児童生徒やその保護者に対して、当該不登校児童生徒の社会的自立に向けた相談業務を提供できること。
- (6) 不登校児童生徒が安全に活動できる施設、設備及び人員を備えていること。
- (7) 町長又は学校長の要請により、利用している不登校児童生徒に関する情報を提供するなど、当該不登校児童生徒の在籍学校と連携することができること。
- (8) 業務上知り得た不登校児童生徒及び保護者の個人情報については、慎重に扱うとともに、他の目的に使用しないこと。

（施設の認定申請）

第14条 フリースクール等を運営する者（以下「運営者」という。）は、当該フリースクール等について補助金の適用に係る施設の認定を受けようとするときは、岬町フリースクール等利用支援補助金適用施設認定申請書（様式第7号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 当該フリースクール等の施設概要、人員体制、活動内容等を確認できる書類

- (2) 利用者との契約約款等契約条項がわかるもの
- (3) 施設の指導者又は相談員の名簿及びその職員が有する資格を証する書類の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(施設の認定)

第15条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、認定施設を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により交付を決定したときは、速やかに 岬町フリースクール等利用支援補助金適用施設認定通知書（様式第8号）により、当該申請を行った運営者に通知するものとする。

(認定施設の内容変更、廃止及び休止)

第16条 前条の規定による町長の認定を受けた運営者（以下「認定施設運営者」という。）は、当該認定を受けた内容に変更があったときは、速やかに岬町フリースクール等利用支援補助金適用施設変更届（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

- 2 認定施設運営者は、当該認定施設を廃止し、又は休止するときは、速やかに「認定施設運営者」という。）は、当該認定を受けた内容に変更があったときは、速やかに岬町フリースクール等利用支援補助金適用施設廃止・休止届（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

(施設認定の取消し)

第17条 町長は、認定施設が偽りその他不正の手段により第15条の規定による認定を受けたことが判明したとき又は第13条の規定による基準を満たさないことが判明したときは、当該認定施設の認定を取り消すことができる。

- 2 町長は、前項に規定により認定を取り消したときは、岬町フリースクール等利用支援補助金適用施設取消通知書（様式第11号）により、当該取消しに係る認定施設運営者に通知するものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月15日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

令和 年 月 日

岬町長あて

申請者（保護者） 住所 _____
保護者氏名 _____
電話番号 _____
e-mailアドレス _____
児童生徒との関係 _____

岬町フリースクール等利用支援補助対象者認定申請書

次のとおり申請します。

1 対象者について

(フリガナ)	
児童生徒氏名	
住 所	
在籍学校・学年	学校名 () 第 学年 組 学級担任名 ()
フリースクール等の名称	
利用開始日	年 月 日から (週 日)

2 同意事項

☐ 標記の補助対象経費の補助を別の団体から受けていません。

☐ 町や府の相談機関と必要に応じ連携することに賛同します。

☐ 児童生徒の住民基本台帳を市担当職員が確認することに同意します。

☐ 児童生徒の様子等について、在籍学校とフリースクール等が相互に情報共有することを承諾します。

年 月 日

保護者署名

3 添付書類

フリースクール等と保護者間の契約内容が分かるもの

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

岬町長

岬町フリースクール等利用支援補助対象者認定通知書

年 月 日付けで申請のあった岬町フリースクール等利用支援補助対象者認定について、岬町フリースクール等利用支援補助金交付要第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり認定することに決定しましたので通知します。

記

（ フ リ ガ ナ ）	
児 童 生 徒 氏 名	
住 所	
在 籍 学 校 ・ 学 年	学校名（ ） 第 学年 組
フリースクール等の名称	
利 用 開 始 日	年 月 日から（週 日）

様式第 3 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

岬町長

岬町フリースクール等利用支援補助認定者取消通知書

年 月 日付け第 号で認定された補助認定者について、岬町フリースクール等利用支援補助金交付要綱第 7 条第 3 項の規定により取り消すことに決定したので、
したので通知します。

記

理 由

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

岬 町 長 あて

申請者（保護者） 住所 _____
保護者氏名 _____
電話番号 _____
e-mailアドレス _____
児童生徒との関係 _____

岬町フリースクール等利用支援補助対象者認定変更届

次のとおり届出します。

岬町フリースクール等利用支援補助対象者認定通知書の日付及び文書番号	年 月 日 第 号
児 童 生 徒 氏 名	
変 更 内 容	
変 更 を 必 要 と す る 理 由	

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

岬 町 長 あて

申請者（保護者） 住所 _____
保護者氏名 _____ 印
電話番号 _____
e-mailアドレス _____
児童生徒との関係 _____

岬町フリースクール等利用支援補助金交付申請兼実績報告書兼請求書
(年 月 ～ 年 月分)

1. 交付申請書
下記のとおり申請します。

児 童 生 徒 氏 名	
利 用 施 設 名	
補 助 対 象 経 費 (利 用 料 、 活 動 費 等)	() 月 分 円
	() 月 分 円
	() 月 分 円

2. 実績報告書
下記のとおり実績報告します。
通所日 ※通所日に○を付けてください。

月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計 日
月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計 日
月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計 日

※利用料とは、認定施設が保護者から月ごとに徴収する利用料であって、入学科、施設整備費の類ではないものをいいます。

上記のとおり通所したこと及び利用料を納入したことを証明します。 年 月 日 施設名 施設代表者氏名 印
--

3. 請求書
請求額 金 円
(裏面あり)

指定振込口座

金融 機関名	銀行・信金 農協・信組・労金	口座 種別	普通 当座	口座番号 (右づめ)							
支店名	支店・出張所	フリガナ									
		口座名義									

様式第 6 号（第 1 1 条関係）

第 号
年 月 日

様

岬町長

岬町フリースクール等利用支援補助金交付決定・確定通知書

年 月 日付け第 号で申請のあった岬町フリースクール等利用支援補助金について、岬町フリースクール等利用支援補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

補助対象経費 金 円

補助金決定額 金 円

様式第7号（第14条関係）

年 月 日

岬町長あて

申請者住所 _____
代表者氏名 _____
施設名 _____
電話番号 _____

岬町フリースクール等利用支援補助金適用施設認定申請書

岬町フリースクール等利用支援補助金交付要綱第15条の規定により、認定を受けたいので申請します。

なお、私は、申請を行うに当たり、次に掲げる基準を満たし、保護者が求める書類の提出に応じることを誓約します。

- 1 民間が経営する施設であり、かつ1年以上の活動実績があること。
- 2 通所により利用できる施設であること。
- 3 利用している不登校児童生徒の将来の社会的自立を目指して、生活習慣の改善指導及び学習活動、体験活動等を原則として学校の授業時間内に提供できること。
- 4 利用している不登校児童生徒やその保護者に対して、社会的自立に向けた相談業務が提供できること。
- 5 不登校児童生徒が安全に活動できる施設、設備及び人員を備えていること。
- 6 町長又は学校長の要請により、利用している不登校児童生徒に関する情報を提供するなど、利用している不登校児童生徒の在籍学校と連携することができること。
- 7 業務上知り得た不登校児童生徒及び保護者の個人情報については、慎重に取り扱うとともに、他の目的に使用しないこと。

添付書類

- 1 パンフレット等の概要が分かるもの（所在地、名称、開設年数、開所日、人員体制、年間行事、プログラム、保護者連携など）
- 2 利用者との契約約款等契約状況が分るもの
- 3 施設の指導者又は相談員の名簿及びその職員が有する資格を証する書類の写し
- 5 学校との連携内容が分かる書類
- 6 その他市長が必要と認める書類

様式第 8 号（第 1 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

岬町長

岬町フリースクール等利用支援補助金適用施設認定通知書

年 月 日付けで申請のあった岬町フリースクール等利用支援補助金適用施設認定について、岬町フリースクール等利用支援補助金交付要第 1 6 条の規定により、下記のとおり認定することに決定しましたので通知します。

記

法人等代表者 住所
氏名

施設名

様式第9号（第16条関係）

年 月 日

岬町長 へ

申請者住所 _____
代表者氏名 _____
施設名 _____
電話番号 _____

岬町フリースクール等利用支援補助金適用施設変更届

年 月 日に申請した岬町フリースクール等利用支援補助金適用施設認定申請書に記載した事項に変更があったため、岬町フリースクール等利用支援補助金交付要綱第17条の規定により、届出します。

1 変更内容

2 添付資料

- ・変更内容のわかる書類一式

様式第 10 号（第 16 条関係）

年 月 日

岬 町 長 あて

申請者住所 _____
代表者氏名 _____
施 設 名 _____
電話番号 _____

岬町フリースクール等利用支援補助金適用施設廃止・休止届

年 月 日に申請した岬町フリースクール等利用支援補助金適用施設認定申請書に記載した事項について、次のとおり廃止、中止しますので、岬町フリースクール等利用支援補助金交付要綱第 17 条第 2 項の規定により、届出します。

事業所	名 称	
	所在地	(〒)
	連絡先	電話番号
		FAX番号
廃止・休止の別	廃止 ・ 休止	
廃止・休止年月日	年 月 日	
廃止・休止する理由		
現にサービスを受けている者 に 対 す る 措 置		
休止予定期間（休止する場合のみ記入してください。）	年 月 日 ～ 年 月 日	

様式第 1 1 号（第 1 7 条関係）

第 年 月 号

様

申請者住所 _____
代表者氏名 _____
施 設 名 _____
電話番号 _____

岬町フリースクール等利用支援補助金適用施設取消通知書

年 月 日付け第 号で通知した標記の認定について、下記の理由により取り消したので、岬町フリースクール等利用支援補助金交付要綱第 1 8 条第 2 項の規定により通知します。

記

取消理由